

---

# 上里町子ども・子育て支援事業計画

---

平成27年3月

埼玉県 上里町



## はじめに

わが国では、少子高齢化の進行の中で平成25年（2013年）の全国の出生数は約103万人と過去最少を記録しており、人口減少による社会への影響などが、深刻な問題となっています。安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。



しかしながら、現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

本町では、これまでの子育て支援に関する問題に対応すべく平成16年度に「上里町次世代育成支援行動計画」を、平成22年度に「上里町次世代育成支援行動計画(後期)」を策定し、子育て家庭への多様な支援体制を整備し、子どもたちが安心して暮らせるまちづくりを目指して様々な施策に取り組んでまいりました。

このたび、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みを定める「子ども・子育て支援法」に基づく、子ども・子育て支援新制度により、社会情勢の変化や新たな課題に対応していくために、平成27年度から平成31年度までの「子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後、本計画を積極的に進めることで、次代を担う子どもの健やかな成長と子育て支援のさらなる充実につなげてまいりたいと思います。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました上里町子ども・子育て支援事業計画策定委員の皆様をはじめ、関係者の方々に心より感謝申し上げます。

平成27年3月

上里町長 関根孝道



# 目次

第1章 計画策定に当たって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の対象.....	3
3 計画の性格.....	3
4 計画の期間.....	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況.....	4
1 子どもや子どものいる家庭の状況.....	4
2 教育・保育施設の状況.....	9
3 ニーズ調査結果等に基づく今後の課題.....	13
(1) 未就学児童の保護者.....	14
(2) 就学児童（小学校1年生～3年生）の保護者.....	19
第3章 計画の基本理念等.....	23
1 基本理念.....	23
2 基本的な視点.....	23
3 計画の施策体系.....	24
4 計画フレーム.....	25
第4章 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援等の充実（子ども・子育て支援事業計画）.....	26
1 教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保.....	26
2 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保.....	37
3 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....	37
4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携.....	37
5 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携.....	37
第5章 国の「放課後子ども総合プラン」に基づく本町の取り組み.....	38
第6章 計画の推進に向けて.....	39
1 推進の体制.....	39
2 計画の達成状況の点検及び評価.....	39
資料編.....	40
1 策定経緯.....	40
2 上里町子ども・子育て会議設置要綱.....	41
3 上里町子ども・子育て会議委員名簿.....	43
4 用語解説.....	44



### 1 計画策定の趣旨

我が国では、急速な少子化の進行と子ども・子育て支援が質・量ともに不足している現状、子育て家庭における孤立感と負担感の増加とともに、都市部を中心とする保育園等の待機児童などが深刻な問題となっています。

このような状況を背景に、平成 24 年 8 月には「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の、いわゆる子ども・子育て関連 3 法が成立し、これら法律に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成 27 年 4 月から施行されます。

なお、『子ども・子育て支援新制度』は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されたもので、次の 3 つの目的を掲げています。

#### 『子ども・子育て支援新制度』の 3 つの目的

- 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実

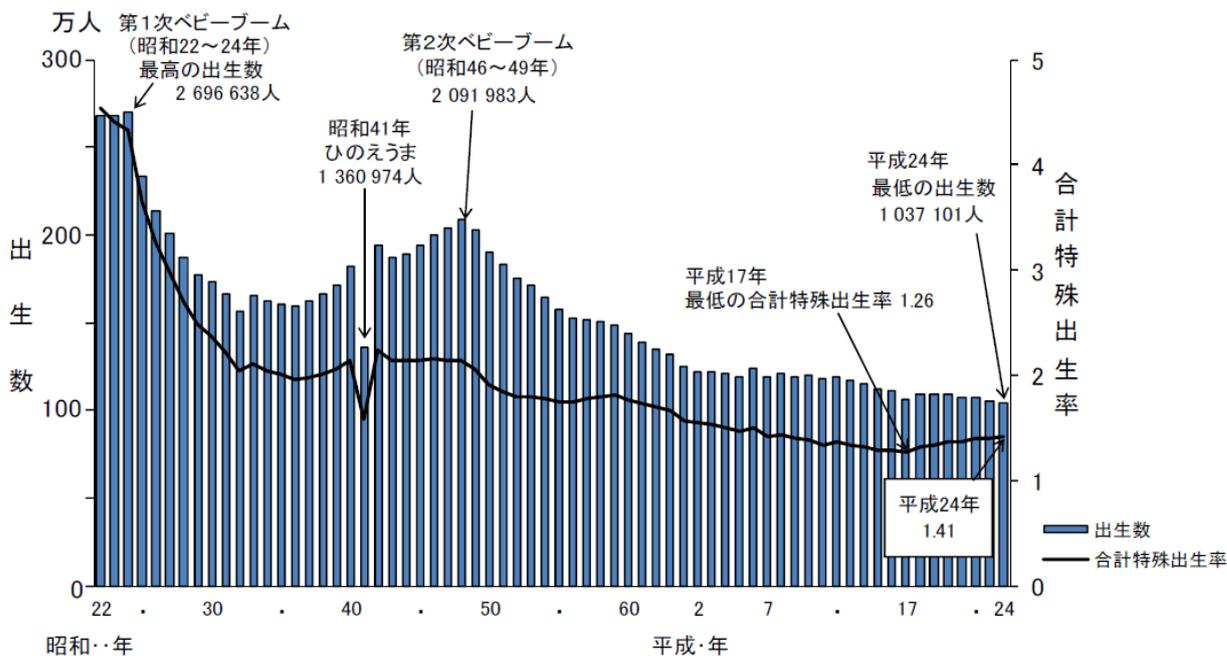
この新制度を施行するに当たり、子ども・子育て支援法では、すべての自治体に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（子ども・子育て支援事業計画）の策定を義務づけています。

本町は、平成 22 年 3 月に次世代育成支援対策推進法に基づく「上里町次世代育成支援行動計画後期計画（平成 22～26 年度）」を策定しました。

この計画では、『地域も子育て親育ち、安心して子育てができる町 かみさと』を基本理念として、次代を担う子どもたちが未来に向かって夢や希望をもち、心身ともに健やかに育っていけるよう、子育て環境の整備を進めてきました。

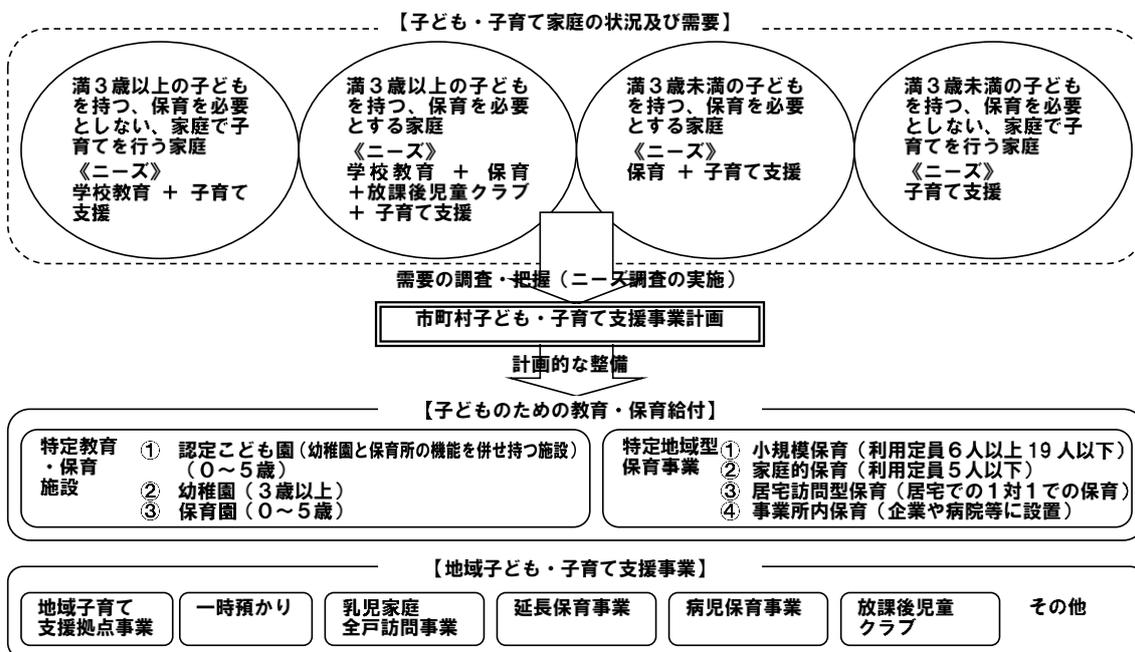
そして本町は、子ども・子育て支援法に基づく本計画を策定し、平成 27 年度以降は、新しい計画に基づき、質の高い幼児期の教育・保育やニーズに応じた子育て支援施策を計画的に実施します。

図表1 国における出生数と合計特殊出生率の推移



出典：平成24年人口動態統計月報年計

図表2 新制度に基づく子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供（イメージ）



出典：内閣府資料「子ども・子育て関連3法について」

## 2 計画の対象

本計画の対象は、町内のすべての子どもとその家族、地域住民、事業主とし、「子ども」とは、児童福祉法第4条に基づき、おおむね18歳未満を対象とし、一部事業については妊産婦を対象としています。

## 3 計画の性格

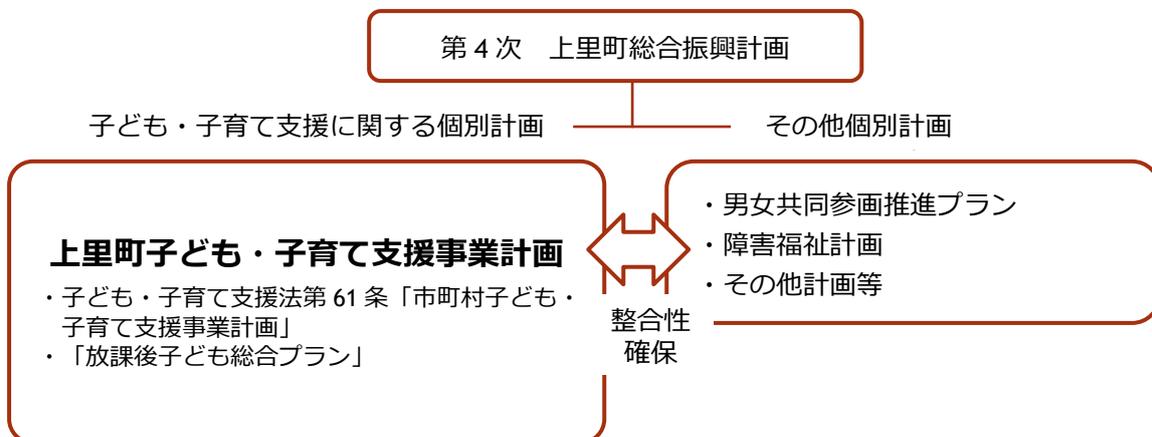
本計画は、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。

また、認定こども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律を含めた子ども・子育て関連3法に基づく『子ども・子育て支援新制度』について、本町として制度を計画的に運用していくためのものです。

さらに、国の「放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性を示したものです。

加えて、本計画の策定に当たっては、町の総合振興計画や男女共同参画推進プラン、障害福祉計画などの上位・関連計画との整合性を持つものとして定めています。

図表3 計画の性格



## 4 計画の期間

本計画の期間は、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

### 1 子どもや子どものいる家庭の状況

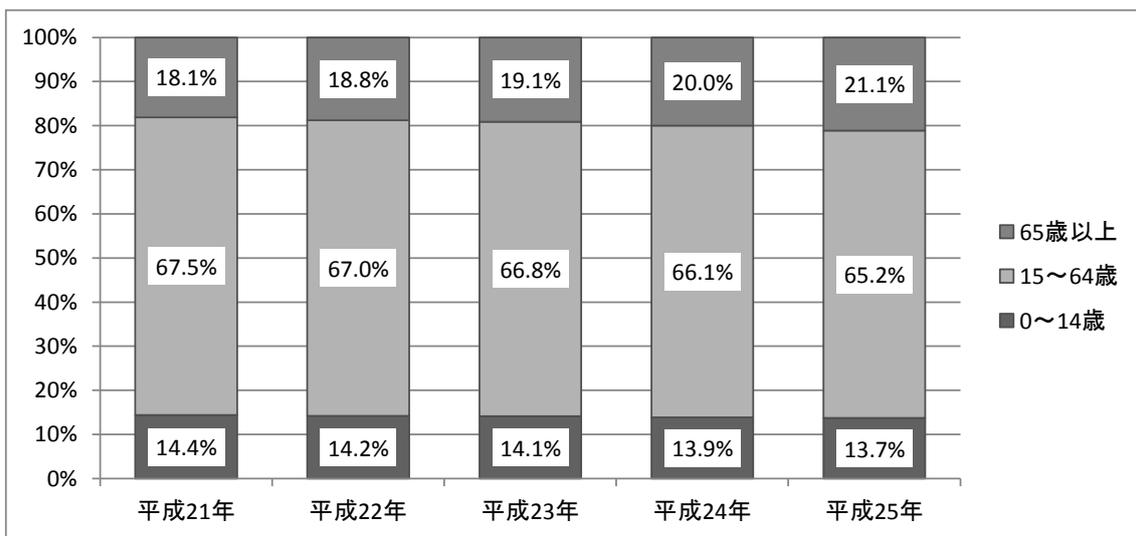
#### 1-1 人口の推移

本町の人口は、平成25年4月1日現在31,700人となっており、平成21年と比べると300人以上減少しており、年々減少傾向という状況です。

年齢区分別に見ると、平成25年4月1日現在、年少人口(0~14歳)は4,594人(13.7%)となっており、平成21年と比べると、380人の減少となっています。

世帯数は、平成25年4月1日現在12,002世帯となっており、平成21年と比べると、348世帯増加している一方、1世帯当たり人員は2.64と、減少傾向となっています。

図表4 年齢3区分別人口割合の推移(単位:人、世帯)



区分	本町					県	全国
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成25年	平成25年
0~14歳	4,974	4,823	4,721	4,666	4,594	956,070	16,778,976
	14.4%	14.2%	14.1%	13.9%	13.7%	13.1%	13.1%
15~64歳	21,484	21,322	21,158	20,987	20,643	4,713,502	80,626,569
	67.5%	67.0%	66.8%	66.1%	65.2%	64.8%	62.8%
65歳以上	5,552	5,708	5,849	6,092	6,463	1,602,692	30,968,259
	18.1%	18.8%	19.1%	20.0%	21.1%	22.0%	24.1%
総人口	32,010	31,853	31,728	31,745	31,700	7,272,264	128,373,804
世帯数	11,654	11,687	11,754	11,918	12,002	3,057,860	55,577,563
世帯人員	2.75	2.73	2.70	2.66	2.64	2.38	2.31

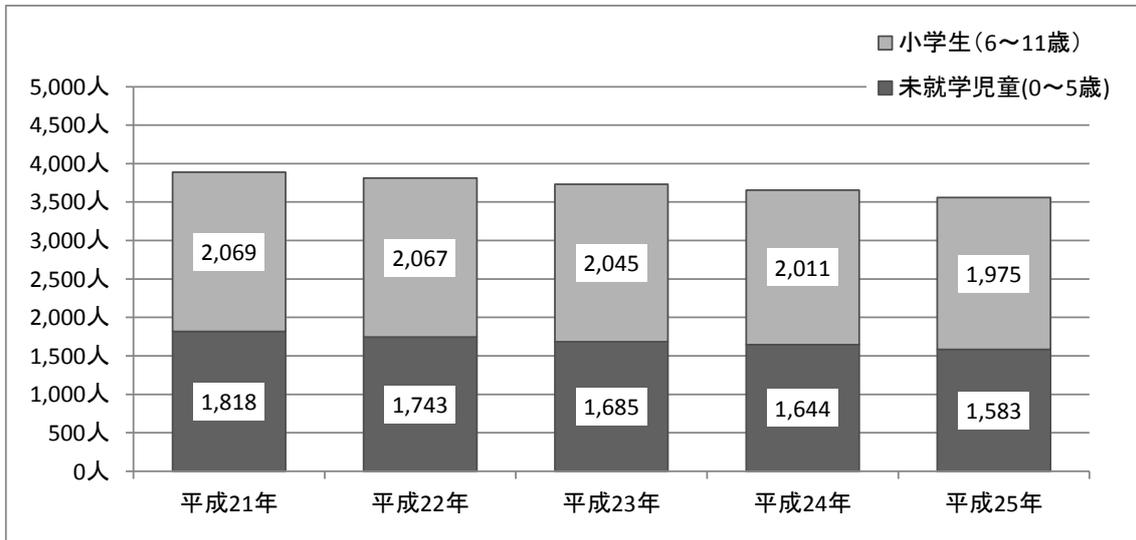
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

全国及び県は、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成25年3月31日現在)

## 1-2 児童数の推移

本町の児童数（0～11歳）は、平成25年4月1日現在3,558人となっており、平成21年と比べると329人以上減少しており、就学前児童（0～5歳）が235人、小学生（6～11歳）は94人のそれぞれ減少となっています。

図表5 0～11歳人口の推移（単位：人）



区分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	増減(平成 21～25 年)
就学前 児童	0 歳	278	254	259	221	236	△42
	1 歳	270	288	261	268	229	△41
	2 歳	302	269	294	274	271	△31
	3 歳	305	305	269	289	281	△24
	4 歳	324	299	303	285	286	△38
	5 歳	339	328	299	307	280	△59
	小計	1,818	1,734	1,685	1,644	1,583	△235
小学生	6 歳	329	328	333	304	307	△22
	7 歳	365	331	324	337	305	△60
	8 歳	349	359	328	324	337	△12
	9 歳	352	350	360	339	326	△26
	10 歳	345	351	350	358	341	△4
	11 歳	329	348	350	349	359	30
	小計	2,069	2,067	2,045	2,011	1,975	△94
合計	3,887	3,801	3,730	3,655	3,558	△329	

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### 1-3 世帯構成

本町の一般世帯数は、平成 22 年 10 月 1 日現在 10,867 世帯と、増加傾向となっています。

これを世帯構成別に見ると、4 区分のうち「その他の親族世帯」が減少する一方、「核家族世帯」、「非親族世帯」、「単独世帯」は増加しています。

また、核家族世帯については、「夫婦と子どもからなる世帯」はおおむね横ばいという状況です。

ひとり親家庭は、「女親と子どもからなる世帯」、「男親と子どもからなる世帯」のいずれも増加傾向となっています。

図表6 世帯構成の状況（単位：世帯、％）

区分	本町			県	全国	
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 22 年	平成 22 年	
一般世帯数※	9,518	10,172	10,867	2,837,542	51,842,307	
核家族世帯	6,227	6,748	7,089	1,763,958	29,206,899	
	65.4%	66.3%	65.2%	62.2%	56.3%	
	夫婦のみの世帯	1,586	1,889	2,098	569,701	10,244,230
		16.7%	18.5%	19.3%	20.1%	19.8%
	夫婦と子どもからなる世帯	3,913	3,914	3,908	947,579	14,439,724
		41.1%	38.5%	35.9%	33.4%	27.9%
	男親と子どもからなる世帯	158	190	214	42,912	664,416
1.6%		1.9%	2.0%	1.5%	1.3%	
女親と子どもからなる世帯	570	755	869	203,766	3,858,529	
	6.0%	7.4%	8.0%	7.2%	7.4%	
その他の親族世帯	1,684	1,609	1,432	235,955	5,308,648	
	17.7%	15.8%	13.2%	8.3%	10.2%	
非親族世帯	49	48	122	28,013	456,455	
	0.5%	0.5%	1.1%	1.0%	0.9%	
単独世帯	1,558	1,767	2,224	806,579	16,784,507	
	16.4%	17.4%	20.4%	28.4%	32.4%	

資料：国勢調査

※不詳を含む

子どもがいる世帯の推移を見ると、平成22年10月1日現在、6歳未満親族がいる一般世帯が1,319世帯、18歳未満親族がいる世帯が3,249世帯となっており、いずれも減少傾向となっています。

図表7 子どものいる世帯の状況（単位：世帯、％）

区分	本町			県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
一般世帯数	9,518	10,172	10,867	2,837,542	51,842,307
6歳未満親族のいる一般世帯数	1,454	1,406	1,319	282,366	4,877,321
	15.2%	13.8%	12.1%	10.0%	9.4%
18歳未満親族のいる一般世帯数	3,577	3,438	3,249	697,253	11,989,891
	37.6%	33.8%	29.9%	24.6%	23.1%

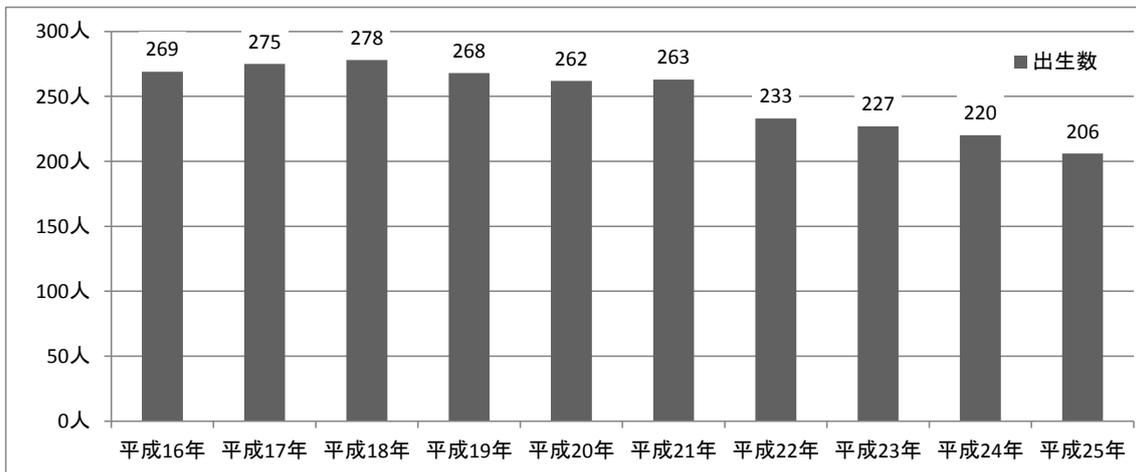
資料：国勢調査

#### 1-4 出生数

本町の出生数は、平成25年度の出生数が206人で、過去10年はおおむね減少傾向となっています。

また、出生数の増減率は、県や全国平均を大きく上回る減少率（△23.4%）となっています。

図表8 過去10年の出生数（単位：人）



資料：人口動態統計

図表9 出生数の増減率の国・県との比較（単位：人、％）

区分	平成16年	平成25年	16→25増減率
本町	269	206	△ 23.4%
県	61,946	57,470	△ 7.2%
全国	1,110,721	1,029,816	△ 7.3%

資料：人口動態統計

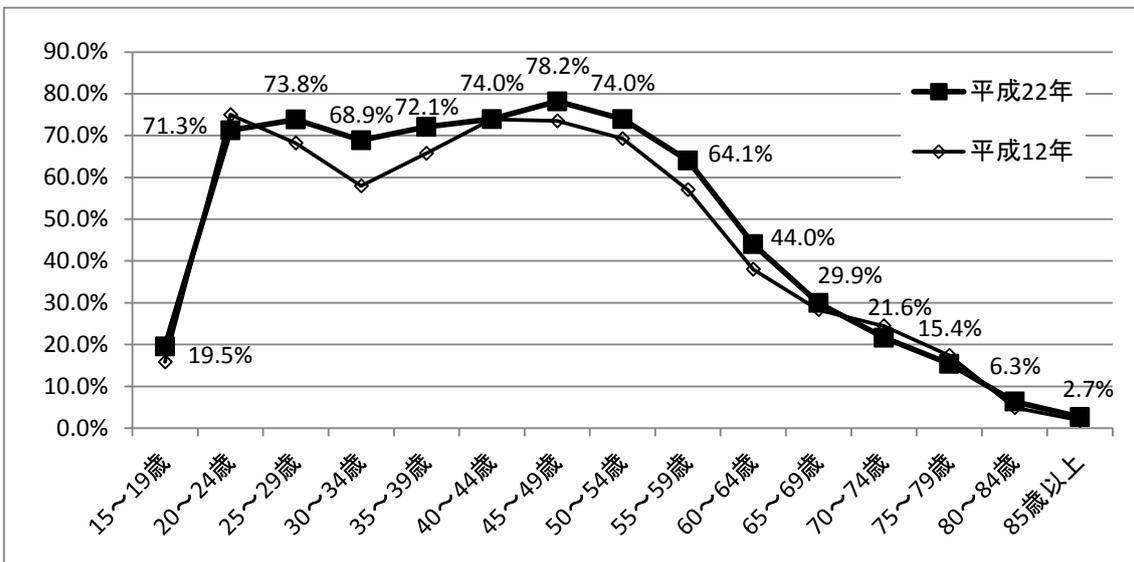
## 1-5 女性の労働力率

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いています。

平成22年は、平成12年と比べてM字の谷の部分の部分が浅くなっており、既婚女性の労働力率の上昇が見られるとともに、平成12年では20歳代前半から後半にかけて大きく低下が見られましたが、平成22年では若干の上昇となっているなど、晩婚化の影響もうかがえます。

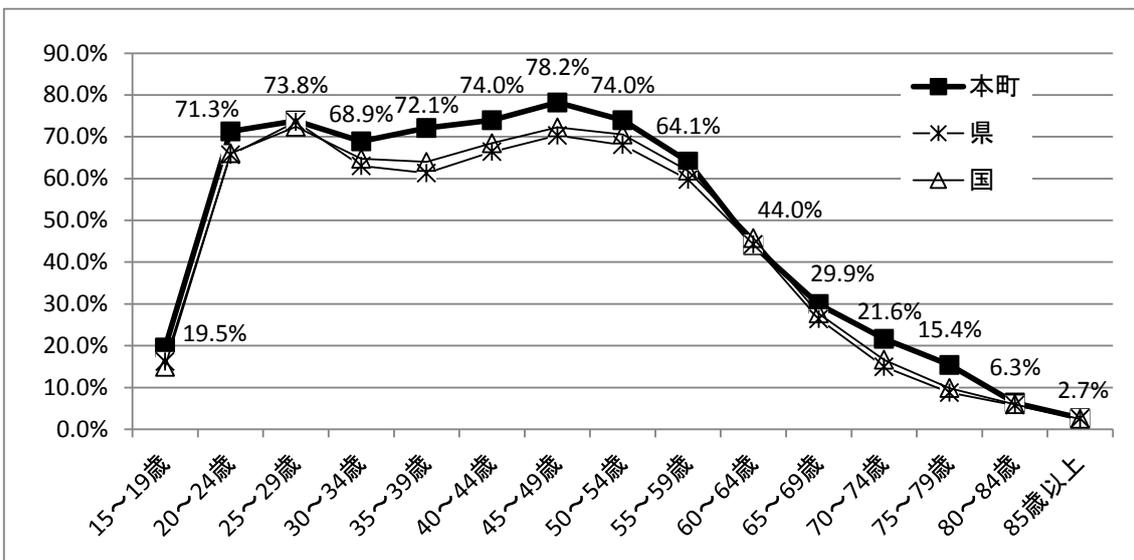
また、結婚・出産期に当たる年代における本町の女性の労働力率は、県及び全国平均を上回る水準となっています。

図表10 女性の労働力率（単位：％）



資料：国勢調査

図表11 平成22年の女性の労働力率（県及び全国平均との比較）（単位：％）



資料：国勢調査

## 2 教育・保育施設の状況

### 2-1 保育園

本町には、公立保育園が2園、私立保育園が4園、計6園設置されており、平成26年4月1日現在の定員数は合計で580人となっています。

また、町内には認可外保育施設が2園あり、平成26年4月1日現在の定員数は合計で34人となっています。

図表12 保育園の状況（平成26年4月1日現在）

施設名	住所	定員	保育時間	延長保育	一時保育	障害児保育	休日保育
町立長幡保育園	藤木戸 145	60	8:30 ～ 16:45	18:00	○	○	×
町立中央保育園	七本木 292	60	8:30 ～ 16:45	18:00	○	○	×
萌美保育園	金久保 1560	90	8:00 ～ 16:00	19:30	○	○	×
ひまわり保育園	七本木 3316 -3	130	8:00 ～ 16:00	19:00	×	○	×
安盛保育園	神保原町 263	150	8:00 ～ 16:00	19:00	×	○	×
めぐみ保育園	神保原町 1016	90	8:00 ～ 16:30	19:00	○	○	×
合計		580					

資料：子育て共生課

図表13 認可外保育施設の状況（平成26年4月1日現在）

施設名	住所	定員	保育時間
T. S学園	七本木 3706 -22	25	8:00 ～ 15:00
キッズステーション	金久保 482- 1	9	9:30 ～ 21:00

資料：子育て共生課

保育園の在園児数は、平成 16 年の 732 人から、平成 25 年には 713 人に減少しています。

図表14 在園児数の推移（各年 4 月 1 日現在）（単位：人、所）

区分		平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
在園児数	0 歳	15	18	17	17	12	14	12	14	13	11
	1 歳	75	71	82	72	78	83	89	77	81	80
	2 歳	118	102	104	121	112	117	121	125	119	124
	3 歳	158	180	156	163	170	158	161	161	159	155
	4 歳	172	171	195	166	182	187	167	165	173	167
	5 歳	194	190	179	196	168	183	193	167	169	176
	計	732	732	733	735	722	742	743	709	714	713
保育園数		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

資料：子育て共生課

## 2-2 幼稚園

本町には、私立幼稚園が 2 園設置されています。

定員は、それぞれ埼玉県より認定された定員が設定されています。

なお、私立幼稚園は設置者の教育方針により、対象年齢や教育内容、保育時間、保育日数は独自に設定しています。

図表15 幼稚園の状況（平成 26 年 5 月 1 日現在）（単位：人）

施設名	住所	定員	入園児数
上里幼稚園	七本木 3293-4	240	174
神保原幼稚園	神保原町 459-1	175	26
合計		415	200

資料：子育て共生課

## 2-3 小学校

本町には、平成 25 年 5 月 1 日現在、小学校が 5 校設置されています。

児童総数は、平成 25 年 5 月 1 日現在 1,944 人と、平成 21 年と比べて 79 人の減少となっています。

図表16 小学校児童数、学級数の推移（各年5月1日現在）（単位：人）

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
学校数	5	5	5	5	5
学級数	76	76	75	78	78
児童総数	2,023	2,019	2,005	1,976	1,944
1年生	325	317	327	300	298
2年生	359	323	315	328	303
3年生	343	353	323	319	333
4年生	346	342	352	333	320
5年生	333	346	344	354	336
6年生	317	338	344	342	355

資料：学校基本調査

## 2-4 児童館

本町には、児童館が5館設置されており、健全な遊びを提供し、豊かな情操を育むこと、子育て支援を行うことを目的としています。

開館時間は、各館とも午前9時～午後5時45分まで、休館日は、日曜日となっています。

図表17 児童館

施設名	住所
七本木児童館	七本木 393
上里東児童館	七本木 1800-3
長幡児童館	長浜 977-1
神保原児童館	神保原町 1393
賀美児童館	金久保 889

資料：子育て共生課

## 2-5 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、保護者が就労等により、昼間家庭にいない、主に小学校3年生以下の児童を対象に、放課後児童の保育を行い、児童の健全育成を図ります。

本町では、8クラブ整備されており、平成26年度現在の定員は合計で365人となっています。

図表18 放課後児童クラブ

クラブ名	場所	利用時間	定員
七本木児童館放課後児童クラブ	七本木 393	平日 9:00~18:30 土曜日 9:00~18:30 夏休み等 8:00~18:30	40
上里東児童館放課後児童クラブ	七本木 1800-3	平日 9:00~18:30 土曜日 9:00~18:30 夏休み等 8:00~18:30	65
長幡児童館放課後児童クラブ	長浜 977-1	平日 9:00~18:30 土曜日 9:00~18:30 夏休み等 8:00~18:30	40
神保原児童館放課後児童クラブ	神保原町 1393	平日 9:00~18:30 土曜日 9:00~18:30 夏休み等 8:00~18:30	40
賀美児童館放課後児童クラブ	金久保 889	平日 9:00~18:30 土曜日 9:00~12:00 夏休み等 8:00~18:30	60
風の子クラブ	神保原町 1306-1	平日 11:00~18:45 土曜日 8:00~18:45 夏休み等 7:40~18:45	40
ちびっこクラブ	七本木 438-4	平日 11:00~18:30 土曜日 7:30~18:30 夏休み等 7:30~18:30	40
げんきクラブ	七本木 1534-1	平日 11:00~19:00 土曜日 7:30~18:30 夏休み等 7:30~19:00	40
合計			365

資料：子育て共生課

## 2-6 放課後等デイサービス事業所

放課後等デイサービス事業所は、就学している心身の発達に不安のある児童が授業終了後又は休業日に、通所による集団療育を行い、自主性と社会性を高め日常生活への適応能力の増進を図る施設です。

図表19 放課後等デイサービス事業所

名称	住所	対象	定員
エールかみさと	神保原町 416-2	小学生から高校生	10

資料：子育て共生課

## 2-7 子育て支援センター

本町では、子育て支援センターを設置しており、子育て家庭に対する育児不安等について相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育ニーズに応じた事業の充実及び家庭で保育を行う人への育児支援を図る施設で、対象者は、就園前の乳幼児とその保護者です。

図表20 子育て支援センター

名称	開設場所	開設曜日・時間
萌美子育てサークル	萌美保育園	毎週・火、水、木曜日 午前10時~午後2時

資料：子育て共生課

### 3 ニーズ調査結果等に基づく今後の課題

#### 3-1 ニーズ調査の概要

本調査は、子ども・子育て支援法に基づく「上里町子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たり、就学前児童及び就学児（小学 1 年生～3 年生）の各保護者を対象に、保育や子育て支援等のニーズを把握するために、次の内容により実施しました。

図表21 ニーズ調査の概要【実施時期：平成 25 年 12 月】

対象	調査内容	調査方法
①就学前児童の保護者	<p>就学前児童の保護者を対象とする調査は、国から利用希望の把握方法のひな形が示されており、内容としては、国から示されたひな形を基礎とし、町独自の質問項目を一部加えた次のような内容です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① お子さんご家族の状況</li> <li>② お子さんの育ちをめぐる環境</li> <li>③ 保護者の就労状況</li> <li>④ 平日の施設・サービスの利用</li> <li>⑤ 病児・病後児保育</li> <li>⑥ 休日等の施設・サービスの利用</li> <li>⑦ お子さんの一時預かり</li> <li>⑧ お子さんの宿泊を伴う一時預かり</li> <li>⑨ 子育て支援サービス全般</li> <li>⑩ 小学校就学後の放課後の過ごし方</li> <li>⑪ 子育て全般</li> </ol>	<p>保育園・幼稚園 就園児は各園を通じた配布・回収</p> <p>未就園児は郵送配布・回収</p>
②就学児（小学 1 年生～3 年生）の保護者	<p>次のような内容です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① お子さんご家族の状況</li> <li>② お子さんの育ちをめぐる環境</li> <li>③ 放課後の過ごし方</li> <li>④ 子育て支援サービス全般</li> <li>⑤ 子育て全般</li> </ol>	<p>郵送配布・回収</p>

調査の結果、有効回収率は①就学前児童の保護者で 58.3%、②就学児（小学 1 年生～3 年生）の保護者で 46.2%となっています。

図表22 ニーズ調査の回収結果

区分	配付数	回収数	有効回収数
①就学前児童の保護者	1,000	583	58.3%
②就学児（小学 1 年生～3 年生）の保護者	500	231	46.2%

## 3-2 今後の課題と主な調査結果

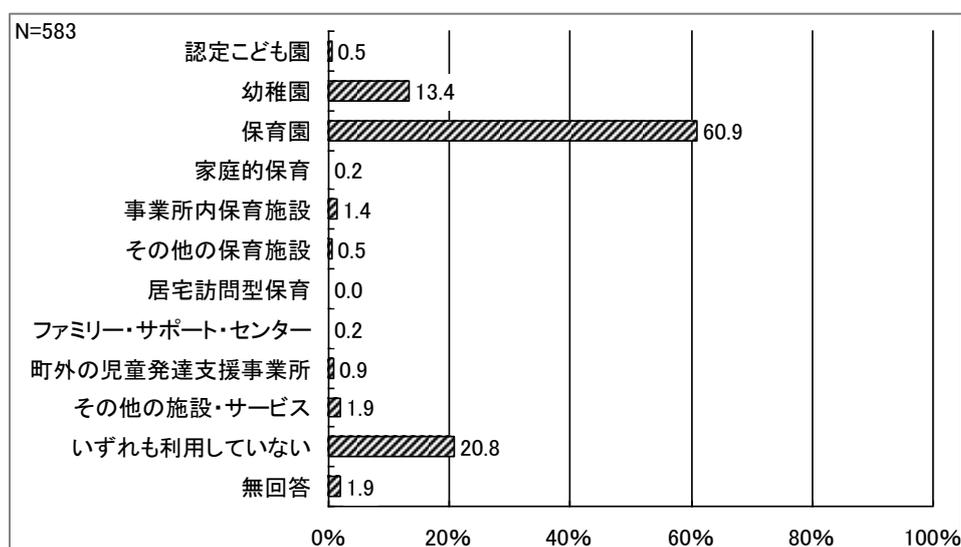
- 本町の子育て環境が整っていると思う理由として、仕事と子育ての両立のしやすさや地域住民同士の支え合いをあげる保護者が比較的多いことを踏まえつつ、今後もワーク・ライフ・バランスを支援する保育サービスやファミリー・サポート・センターなどの支え合いによる子育て支援の取り組みの推進
- ニーズが比較的大きい一時預かり、病児保育、放課後児童クラブなどについて、ニーズに応じた事業の充実、新規実施の検討

### (1) 未就学児童の保護者

#### ◇ 平日の定期的な教育・保育事業の利用

- ▶ 現在、お子さんが平日に定期利用する施設・サービスは、『保育園』が60.9%と最も多く、次いで『いずれも利用していない』が20.8%、『幼稚園』が13.4%
- ▶ 今後、平日に定期利用したい施設・サービスは、『保育園』が64.3%と、現在の状況と比べて4ポイント弱上昇。『幼稚園』が23.2%と、現在の状況と比べて10ポイント弱上昇。『認定こども園』が9.4%、『事業所内保育施設』が5.5%
- ▶ 施設・サービスを選ぶときに重視する点は、『自宅に近い』が75.6%と最も高く、次いで『職員の印象がよい』が42.8%

図 1 現在、お子さんが平日に定期利用している施設・サービス【複数回答】



※ N = ○○○は、回答者数(以降も同様)

図 2 今後、お子さんが平日に定期利用したい施設・サービス【複数回答】

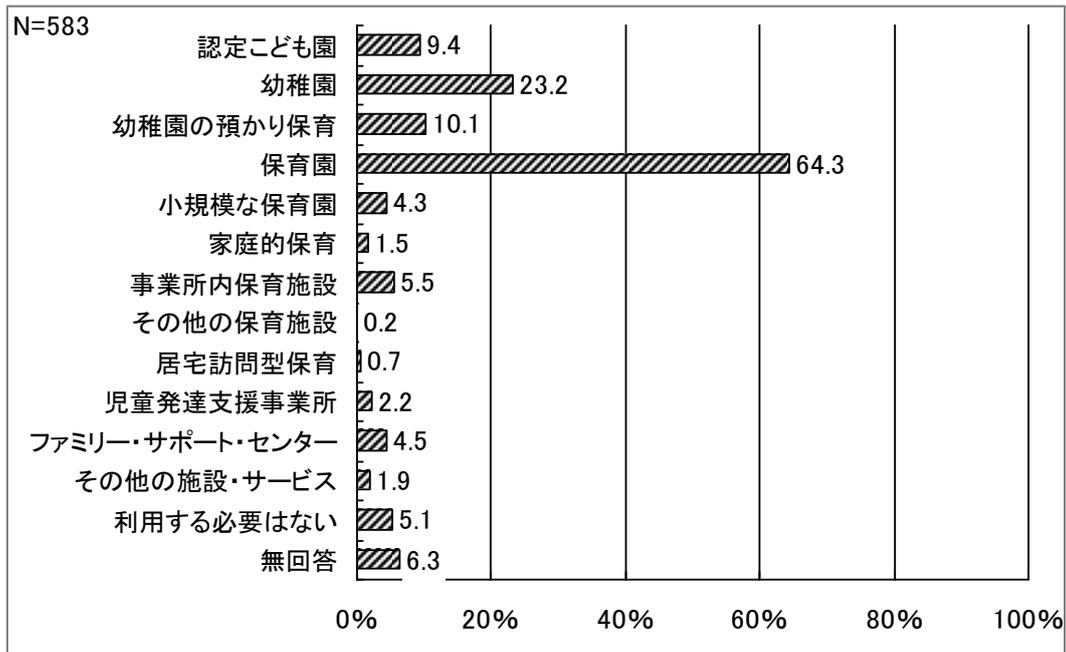
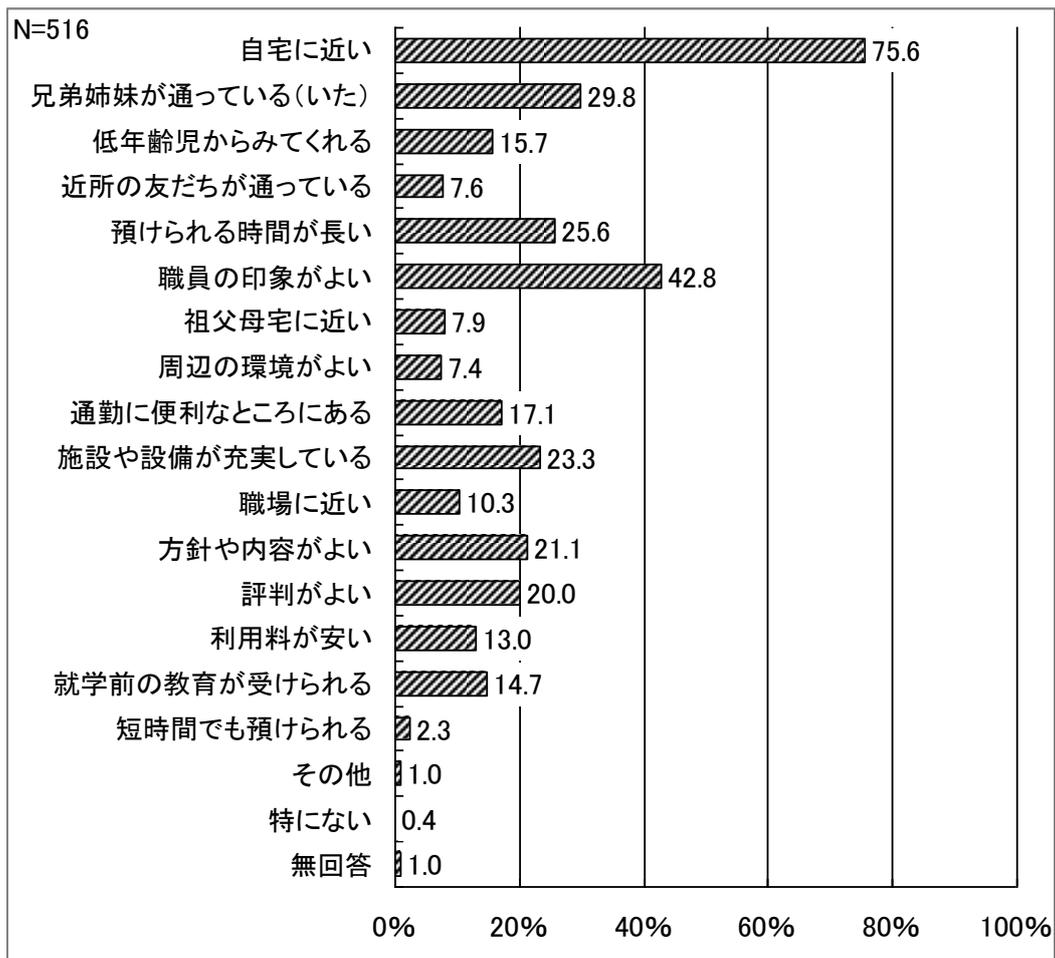


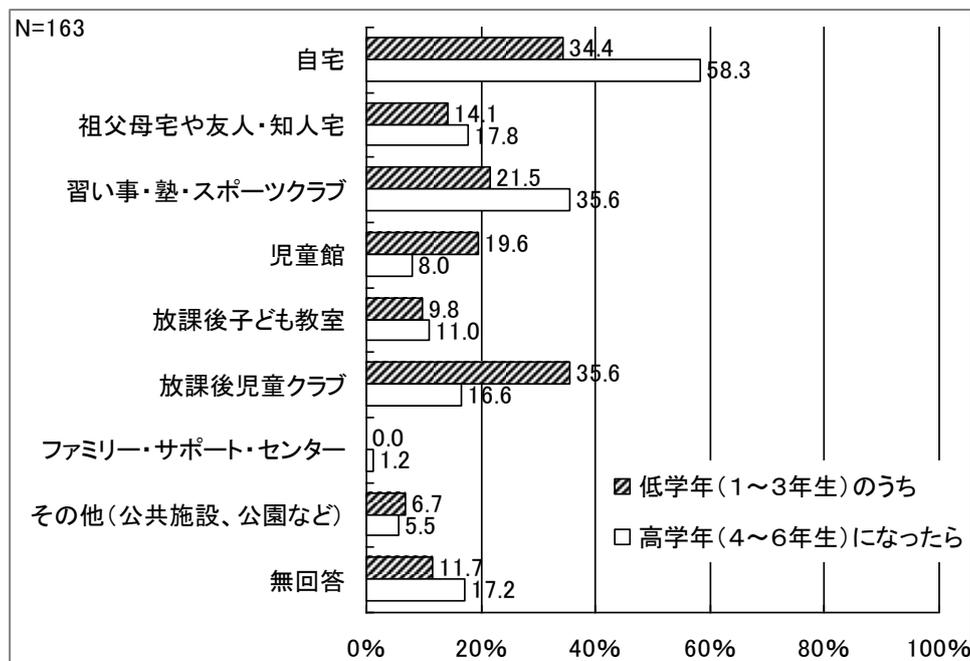
図 3 施設・サービスを選ぶときに重視する点【複数回答】



## ◇小学校就学後の放課後の過ごし方

- ▶ 小学校就学後の放課後の過ごし方の意向は、『放課後児童クラブ』の利用希望は低学年のうちで 35.6%、高学年になってからは 16.6%

図 4 就学後の放課後の過ごし方の意向【5歳以上の子どもの保護者のみ 複数回答】



## ◇子育て環境や支援への満足度

- ▶ 現在の生活の中で、子育て環境が整っていると思うかについては、『十分整っている(16.0%)』と『やや整っている(29.3%)』を合わせると 45.3%
- ▶ 整っていると思う理由は、『近くで働けるため、仕事と子育てが両立しやすい』が 43.9%、『地域の人や知人が何かと助けてくれる』が 39.4%と、これらが上位 2 つ。『子育てについて相談できる場が身近にある(30.7%)』と『子育てについて職場の理解がある(30.3%)』との回答も比較的上位
- ▶ 整っていないと思う理由は、『子どもの遊び場が少ない』が 73.5%と最も多く、次いで『保育サービスが不足している』が 34.1%、『子育てについての情報が得にくい』が 26.5%と続く

図 5 現在の生活の中で、子育て環境が整っていると思うか《問 26》

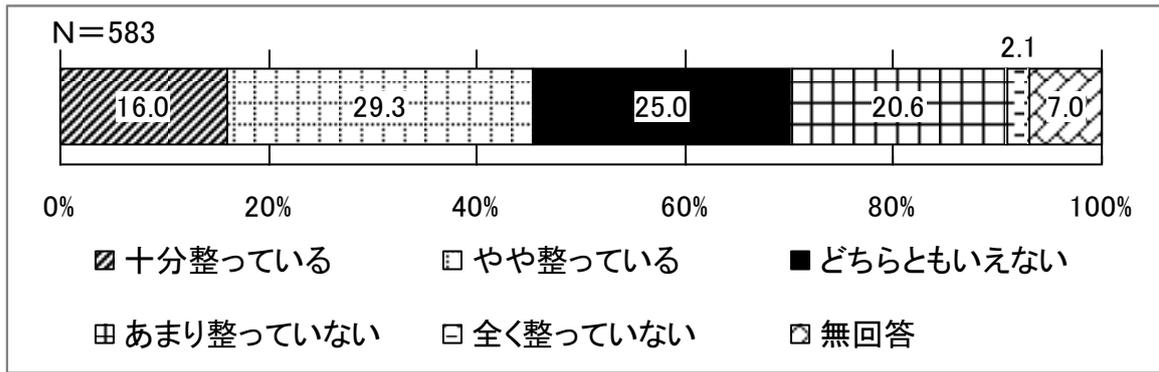


図 6 整っていると思う理由【複数回答】

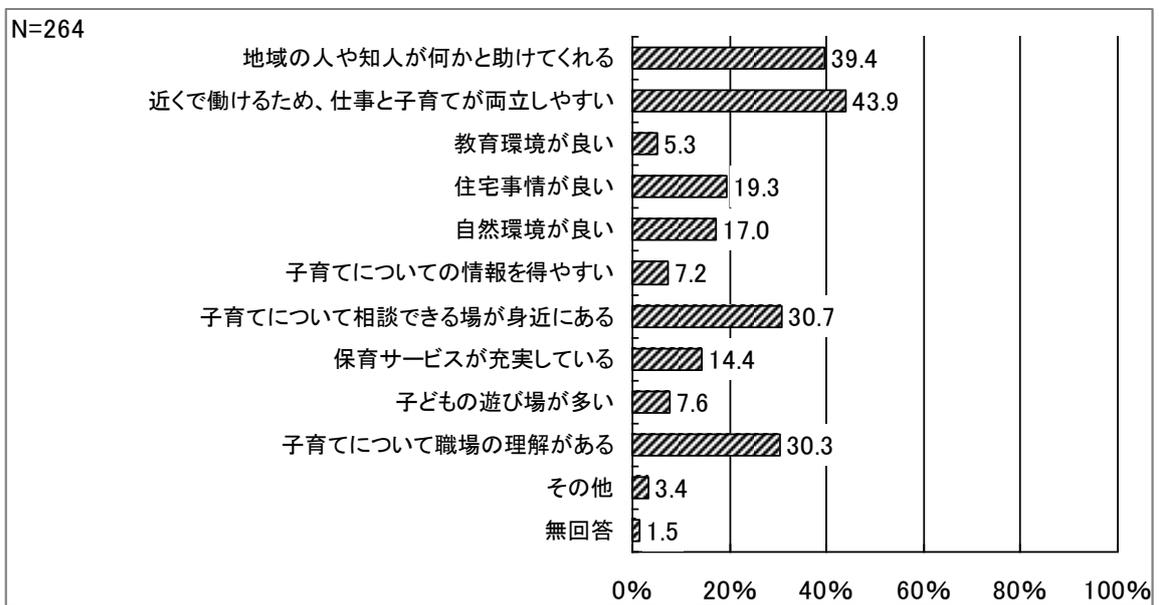
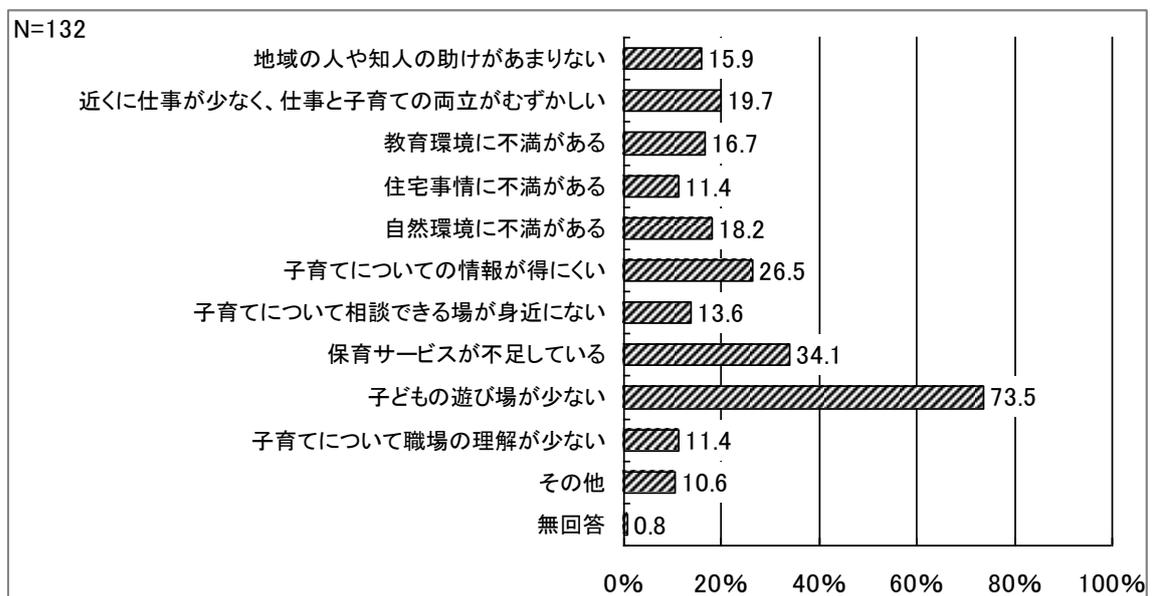


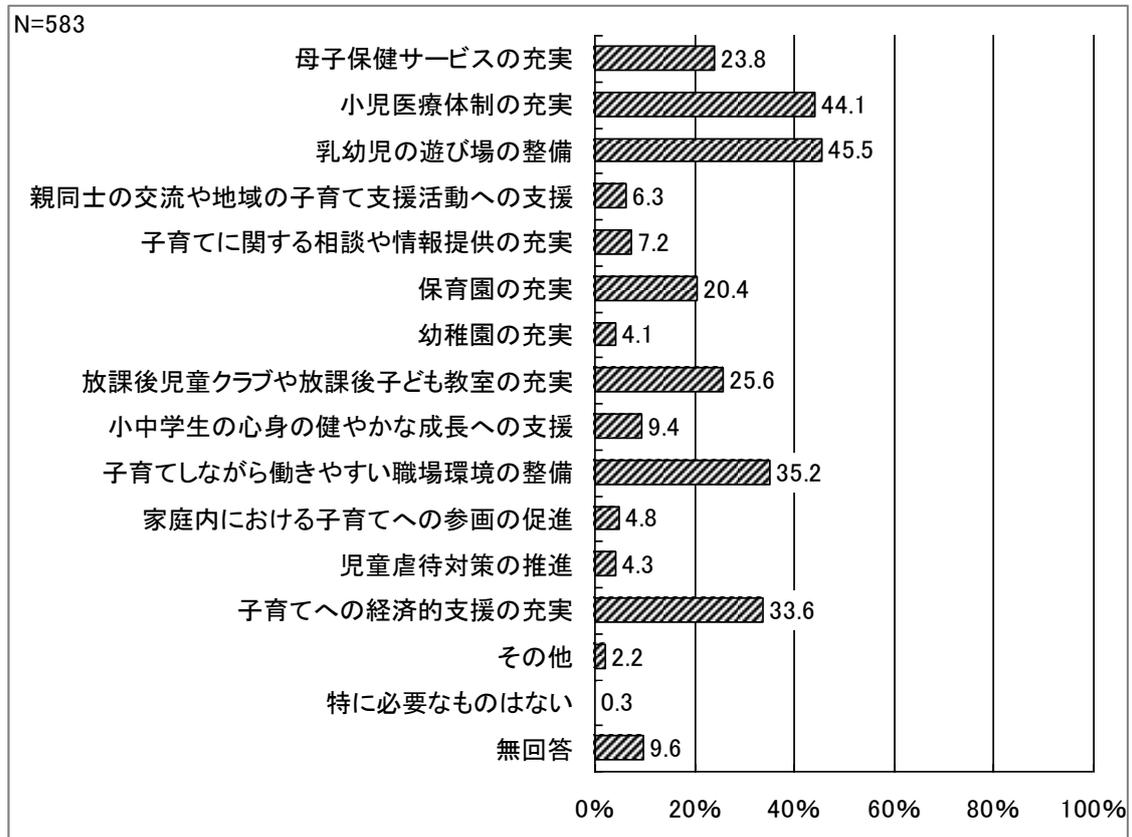
図 7 整っていないと思う理由【複数回答】



## ◇子育てしやすいまちづくりに重要なこと

- ▶ 子育てしやすいまちづくりに重要なことは、『乳幼児の遊び場の整備』が45.5%、『小児医療体制の充実』が44.1%と、これらが上位2つ

図 8 子育てしやすいまちづくりに重要なこと【複数回答】



## (2) 就学児童（小学校 1 年生～3 年生）の保護者

### ◇放課後の過ごし方【現状と希望】

- ▶ 放課後の過ごし方の現状は、『放課後児童クラブ』が 18.6%、高学年になったときの放課後の過ごし方の意向は、『放課後児童クラブ』が 13.4%
- ▶ 現在、放課後児童クラブを利用している方、又は今後利用を希望する方に、土曜日と日曜日・祝日などの利用希望を聞いたところ、利用希望は土曜日 35.2%、日曜日・祝日 14.8%、夏休み・冬休みなどの長期休暇中 85.1%

図 9 放課後の過ごし方の現状と高学年になってからの意向【複数回答】

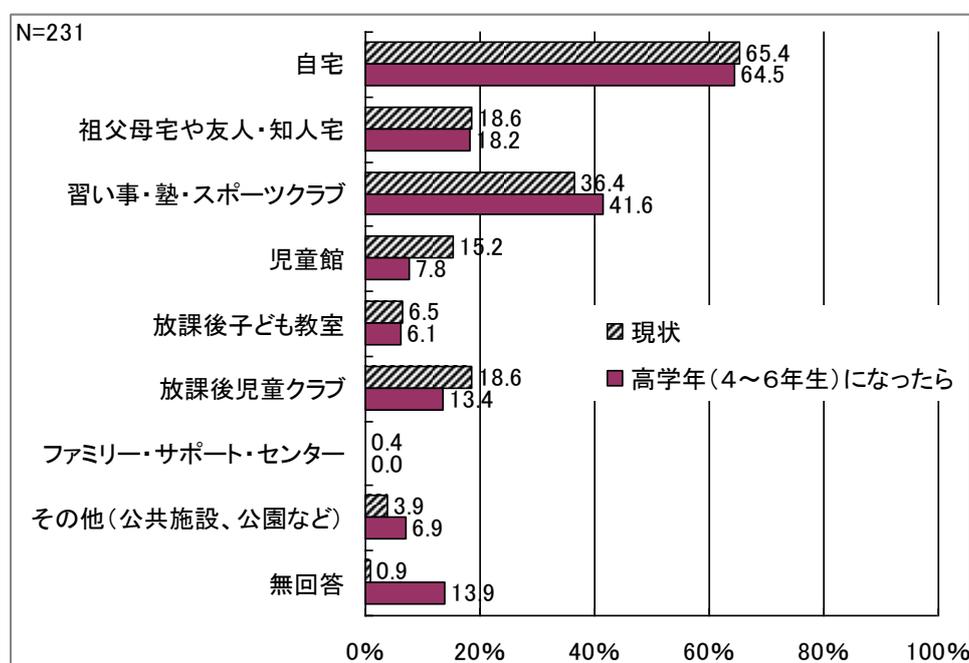
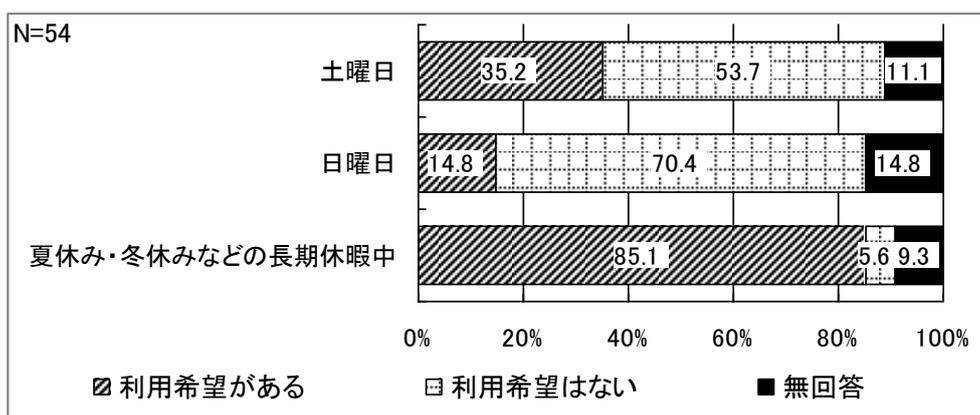


図 10 土曜日と日曜日・祝日などの放課後児童クラブの利用希望【現在、放課後児童クラブを利用中の方のみ】



## ◇子育て環境や支援への満足度

- ▶ 現在の生活の中で、子育て環境が整っていると思うかについては、『十分整っている(16.9%)』と『やや整っている(30.8%)』を合わせると47.7%で、就学前児童の保護者の評価(45.3%)とおおむね同様
- ▶ 整っていると思う理由は、『近くで働けるため、仕事と子育てが両立しやすい』が53.6%、『地域の人や知人が何かと助けてくれる』が37.3%と、これらが上位2つ
- ▶ 整っていないと思う理由は、『子どもの遊び場が少ない』が79.6%と最も多く、就学前児童の保護者の評価と同様
- ▶ 充実を希望する子育てに関する活動は、『子どもにスポーツや勉強を教える活動』が49.4%と最も多く、次いで『不意の外出や親の帰りが遅くなったときなどに子どもを預かる活動』が42.0%と続く

図 11 現在の生活の中で、子育て環境が整っていると思うか

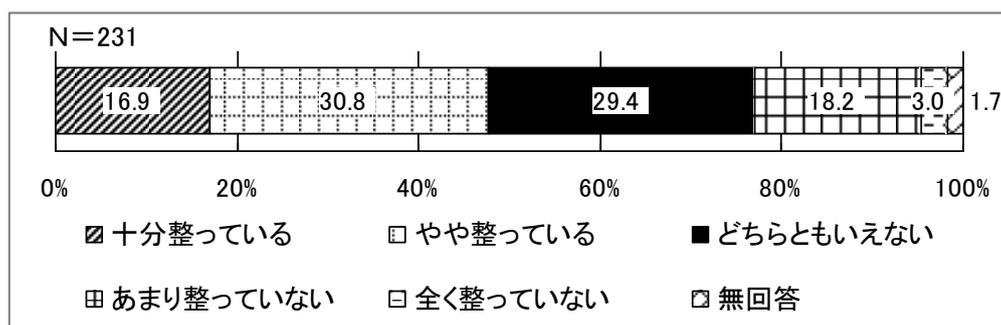


図 12 整っていると思う理由【複数回答】

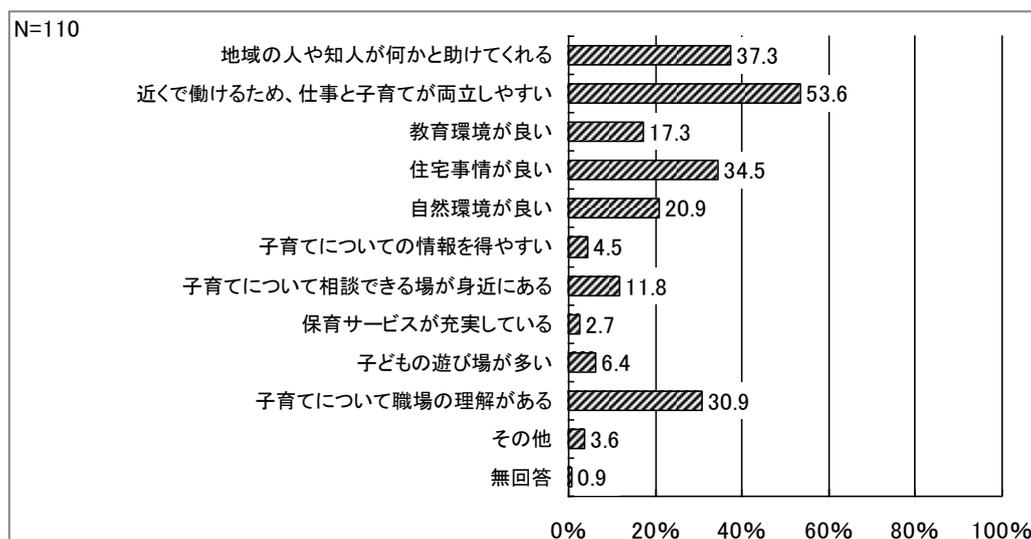


図 13 整っていると思わない理由【複数回答】

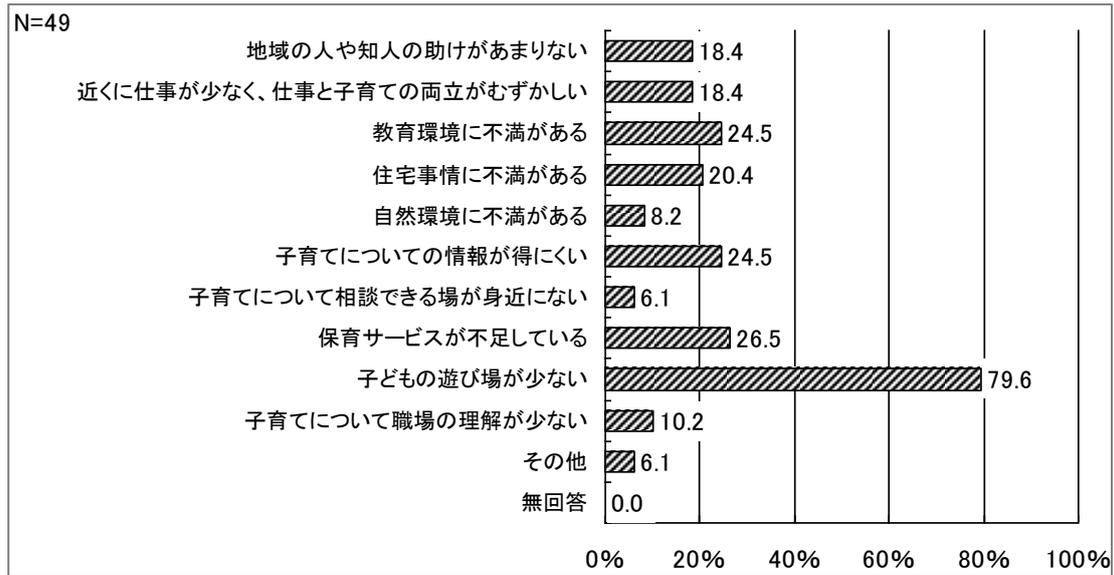
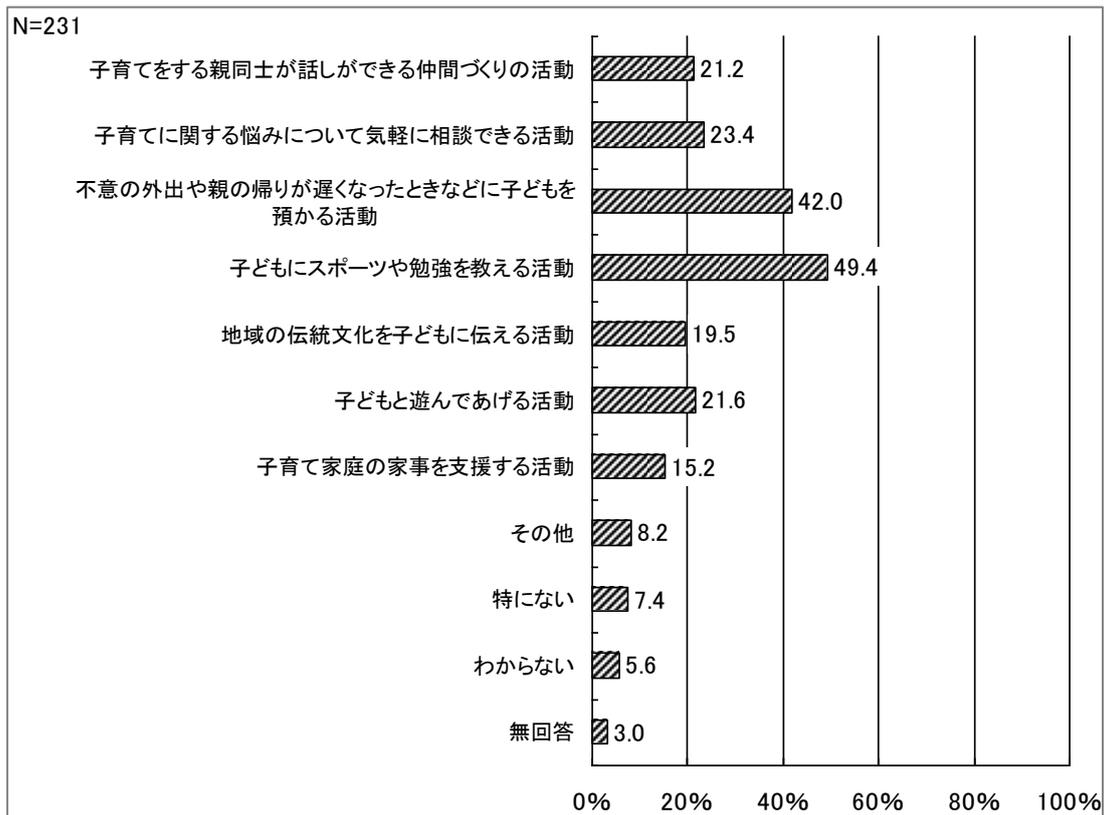


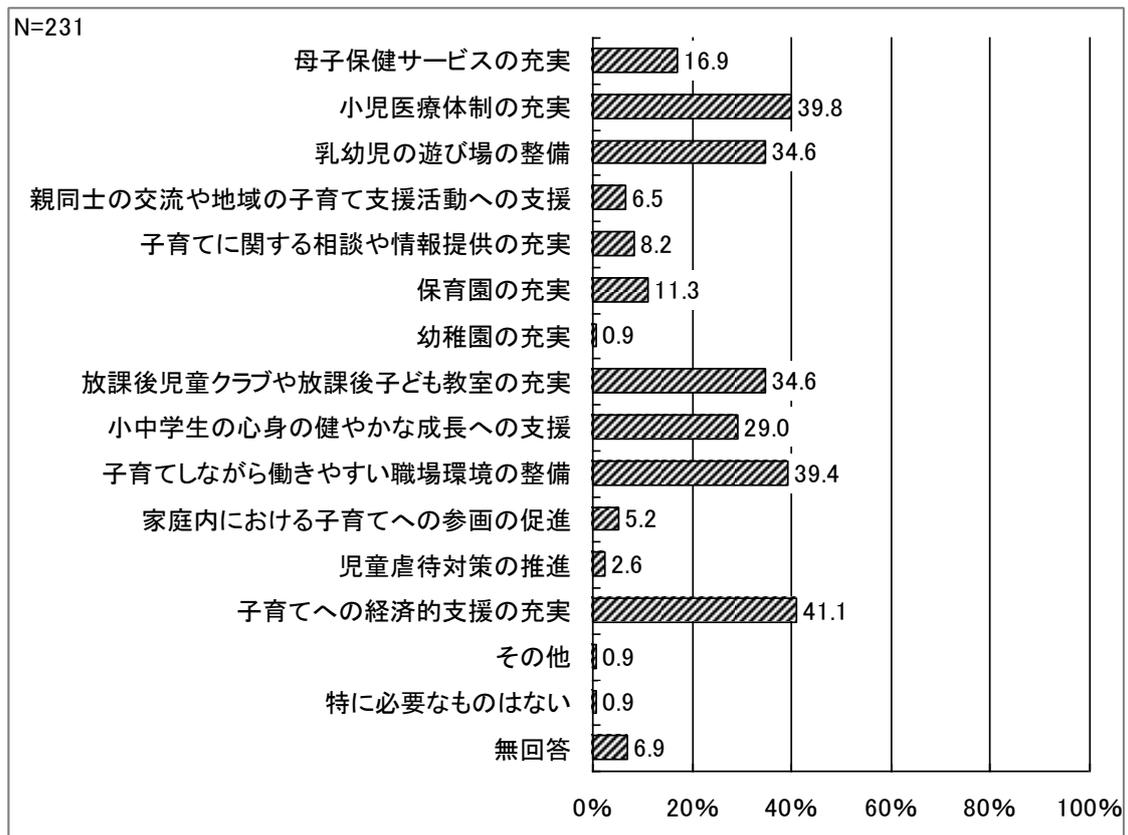
図 14 充実を希望する子育てに関する活動【複数回答】



## ◇子育てしやすいまちづくりに重要なこと

- ▶ 子育てしやすいまちづくりに重要なことは、『子育てへの経済的支援の充実』が41.1%、『小児医療体制の充実』が39.8%、『子育てしながら働きやすい職場環境の整備』が39.4%など、これらが上位

図 15 子育てしやすいまちづくりに重要なこと【複数回答】



## 第3章 計画の基本理念等

### 1 基本理念

本計画の基本理念については、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、町として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、「上里町次世代育成支援行動計画」の基本理念を継承します。

- 次代を担う子どもたちが未来に向かって夢や希望をもち、心身ともに健やかに育っていけるよう、子育て環境の整備を進めていきます。
- また、親の幸せは子どもの幸せへとつながります。これから子育てをする親、現在子育て中の親、すべての親が子育ての喜びと充実感を感じられるよう、上里町のすべての家庭を地域社会全体で支援していきます。
- なお、本町の子ども・子育て支援は、児童の権利に関する条約の基本原則である「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指すものです。

<基本理念>

**『地域も子育て親育ち、  
安心して子育てができる町 かみさと』**

### 2 基本的な視点

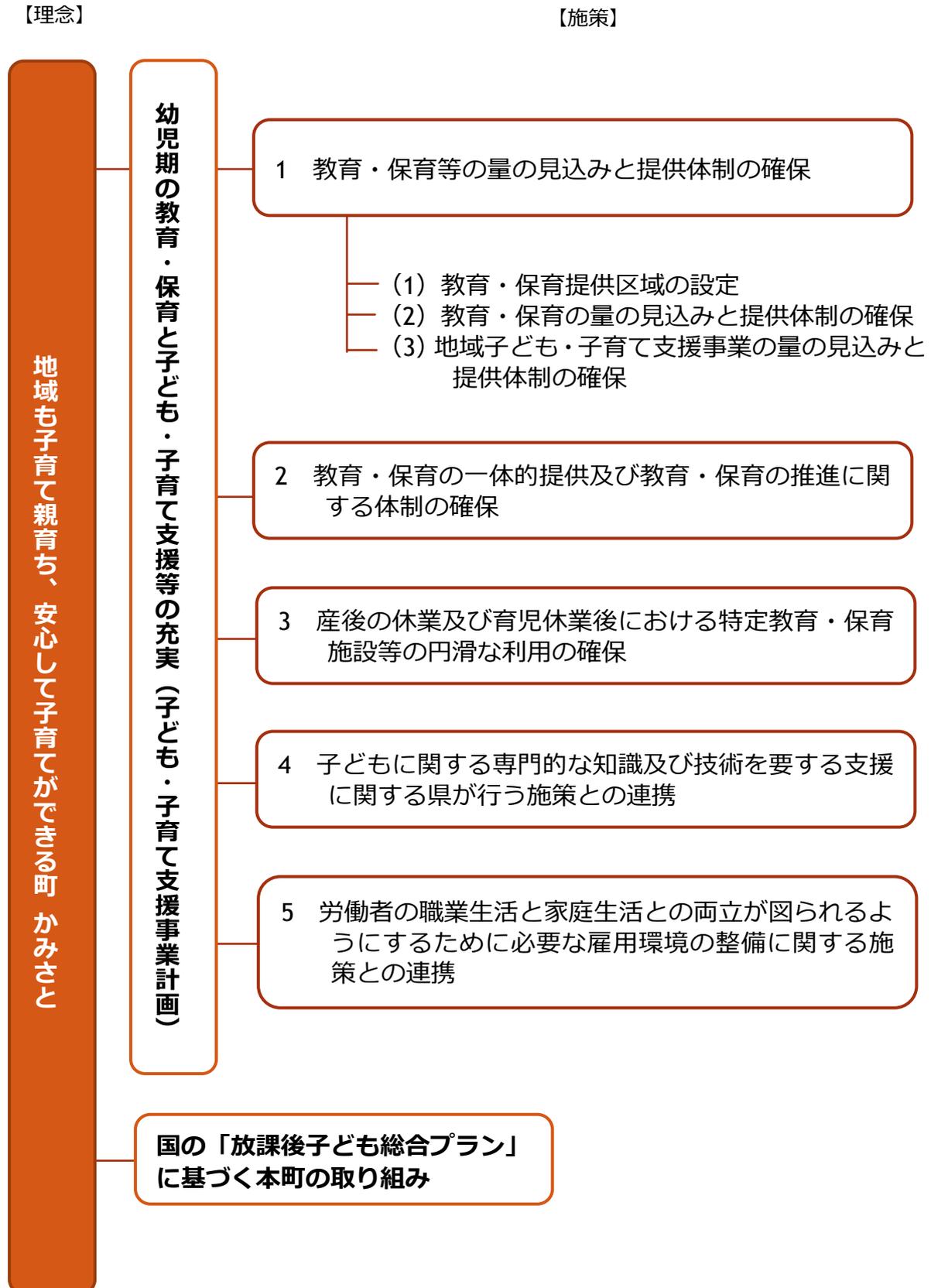
本計画では、基本理念を実現するために、次の3点を基本的な視点とし、計画を推進していきます。

- 「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識と、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育て支援を実施します。
- 地域が保護者に寄り添い、子育てへの負担や不安、孤立感を和らげることで、保護者が自己肯定感を持ちながら、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援に努めます。
- 未来の社会を創り、担う存在であるすべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような地域社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

### 3 計画の施策体系

本計画の施策体系は、次のとおりです。

図表23 計画の施策体系



## 4 計画フレーム

計画期間の児童人口については、計画期間（平成27年～31年）の0～11歳について、「住民基本台帳人口」を用いた「コーホート要因法※」で推計を行いました。

図表24 児童人口の推計（単位：人）

年齢	実績	推計					27 → 31 年増減
	平成25年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
0	231	228	226	224	218	214	-14
1	233	213	239	237	235	229	16
2	266	254	220	247	245	243	-11
3	283	236	255	221	248	246	10
4	282	276	240	260	226	253	-23
5	276	285	276	240	260	226	-59
小計	1,571	1,492	1,456	1,429	1,432	1,411	-81
6	305	290	289	280	244	265	-25
7	326	284	290	289	280	244	-40
8	326	306	283	289	288	279	-27
9	340	308	310	287	293	292	-16
10	344	341	308	310	287	293	-48
11	361	325	340	307	309	286	-39
小計	2,002	1,854	1,820	1,762	1,701	1,659	-195
合計	3,573	3,346	3,276	3,191	3,133	3,070	-276

年齢	実績	推計					27 → 31 年増減
	平成25年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
0	231	228	226	224	218	214	-14
1～2	499	467	459	484	480	472	5
3～5	841	797	771	721	734	725	-72
6～8	957	880	862	858	812	788	-92
9～11	1,045	974	958	904	889	871	-103

※平成25年実績は4月1日現在の住民基本台帳

※「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指し、各コーホートについて、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という2つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法

## 第4章 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援等の充実（子ども・子育て支援事業計画）

### 1 教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保

本町は、幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実に向けて、次のとおり、各事業についてニーズ調査結果等に基づき量の見込み（必要量）を設定し、見込みに応じた確保方策（確保の内容・量）及び実施時期を設定します。

なお、「量の見込み」の推計と確保方策等の設定の流れは、次のとおりです。

#### ◇ 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するもので、この区域ごとに、各事業の量の見込みと確保策を定めます。

#### ◇ 家庭類型の分類

就学前児童の保護者へのニーズ調査結果に基づき、対象となる子どもの父母の有無、就労状況を踏まえて、回答者の家庭をタイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。

#### ◇ 各事業（幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）の利用意向の集計

各事業（幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）について、ニーズ調査結果に基づき、事業対象者に該当する「家庭類型」ごとに利用意向を集計します。

なお、一部事業（利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、妊婦健康診査）については、ニーズ調査結果によらずに、量の見込みの推計を行います。

#### ◇ 量の見込みの推計 = 推計児童人口 × 家庭類型 × 事業の利用意向

計画期間（27年度から31年度）の推計児童人口と家庭類型ごとの割合を掛け合わせ、将来の家庭類型ごとの児童人口を算出し、それに各事業の利用意向を掛け合わせることで、各事業の量の見込みを設定します。

#### ◇ 量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するのか、どのような供給体制を確保するのか、新制度への移行調査の結果等を踏まえつつ、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定します。

【家庭類型の分類について】

ニーズ調査結果に基づき、対象となる就学前児童の父母の有無、就労状況を踏まえて、タイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。

なお、「家庭類型」の分類は、家庭の就労状況による保育の必要性の判定をはじめ、各事業の利用対象者を抽出するために行うものです。

図表25 家庭類型の分類方法

父親	母親		パートタイム (育休・介護休業中を含む)			現在は就労していない 就労したことがない
	父親不在	フルタイム (育休・介護休業中を含む)	120時間以上	48時間以上 120時間未満	48時間未満	
母親不在		タイプA				
フルタイム (育休・介護休業中を含む)		タイプB	タイプC	タイプC'		タイプD
パートタイム (育休・介護休業中を含む)	120時間以上	タイプC	タイプE	タイプE'		
	48時間以上 120時間未満	タイプC'				
現在は就労していない 就労したことがない		タイプD				タイプF

図表26 家庭類型の分類結果 (単位：人)

家庭類型		現在		潜在 ※1	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	31	7.0%	31	7.0%
タイプB	フルタイム × フルタイム	151	34.2%	168	38.2%
タイプC	フルタイム × パートタイム (就労時間 月 120 時間以上 + 48 時間 ※2 ~120 時間の一部)	129	29.3%	124	28.2%
タイプC'	フルタイム × パートタイム (就労時間 48 時間未満 + 48 時間~120 時間の一部)	13	2.9%	29	6.6%
タイプD	専業主婦(夫)家庭	108	24.5%	80	18.2%
タイプE	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親双方 月 120 時間以上 + 48 時間~120 時間の一部)	6	1.4%	5	1.1%
タイプE'	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親のいずれかが 48 時間未満 + 48 時間~120 時間の一部)	1	0.2%	1	0.2%
タイプF	無業 × 無業	2	0.5%	2	0.5%
ニーズ調査の回答者全体		441	100.0%	440	100.0%

※1 潜在とは、例えば、現在は母親がパートタイム、父親がフルタイムのご家庭(タイプC)で、母親にフルタイムへの転換希望があり、希望が実現できる見込みがあると回答している場合には、潜在としてはタイプBに組み込むこと。なお、フルタイムへの転換希望等の質問に無回答の方がいるため、現在と潜在で回答者数が異なる

※2 下限時間とは、新制度における国の基準として、保育短時間(1日8時間)の利用対象者として、パート等の就労時間の下限は1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が定めることが基本となっており、本町は下限時間を48時間と設定

## (1) 教育・保育提供区域の設定

本町の教育・保育提供区域の設定に当たっては、区域内の量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細かなニーズ（勤務状況に合わせた保育園利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できることなどのメリットから、町全域を1つの区域として、量の見込みと確保方策等を定めます。

## (2) 教育・保育の量の見込みと確保方策等

国から示された基本指針等に沿って、幼児期の教育・保育について「量の見込み」を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の確保方策及び実施時期を設定します。

### ① 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

図表27 幼児期の教育・保育

認定区分		対象事業	事業概要
1号	子どもが満3歳以上保育の必要なし 専業主婦(夫)家庭、就労時間が短い家庭 共働きであるが、幼稚園利用を希望する家庭	特定教育・保育施設(認定こども園及び幼稚園)	認定こども園(幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設)及び幼稚園で、教育標準時間(1日4時間程度)の幼児教育を実施
2号	子どもが満3歳以上保育の必要あり 共働きの家庭	特定教育・保育施設(認定こども園及び保育園)	認定こども園及び保育園で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間(1日11時間)までの利用に対応。 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間(1日8時間)までの利用に対応。
3号	子どもが満3歳未満保育の必要あり 共働きの家庭	特定教育・保育施設(認定こども園及び保育園)、特定地域型保育事業	認定こども園及び保育園で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間(1日11時間)までの利用に対応。 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間(1日8時間)までの利用に対応。 特定地域型保育事業(定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)で、上記と同様の対応。

## ② 量の見込みと確保方策等

幼児期の教育・保育の量の見込み、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

### ②-1 1号認定

1号認定（3歳以上保育の必要なし。保育の必要ありで幼稚園希望を含む）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）、確認を受けない幼稚園（新制度に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を次のとおり設定します。

図表28 1号認定（3歳以上保育の必要なし。保育の必要ありで幼稚園希望を含む）〈単位：人〉

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(必要利用定員総数)	290	280	262	266	263
確保方策	415	415	415	415	415
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	415	415	415	415	415

### ②-2 2号認定

2号認定（3歳以上保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育園・認定こども園）、認可外保育施設（新制度に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を次のとおり設定します。

図表29 2号認定（3歳以上保育の必要あり）〈単位：人〉

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(必要利用定員総数)	475	460	429	438	433
確保方策	390	390	466	466	466
特定教育・保育施設	390	390	466	466	466
認可外保育施設	0	0	0	0	0

### ②-3 3号認定

3号認定（3歳未満保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育園・認定こども園）、認可外保育施設（新制度に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を次のとおり設定します。

図表30 3号認定（3歳未満保育の必要あり）〈単位：人〉

（0歳）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(必要利用定員総数)	55	54	54	52	51
確保方策	36	36	53	53	53
特定教育・保育施設	36	36	53	53	53
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0

（1・2歳）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(必要利用定員総数)	276	271	286	284	279
確保方策	154	154	226	226	279
特定教育・保育施設	154	154	226	226	226
特定地域型保育事業	0	0	0	0	53
認可外保育施設	0	0	0	0	0

### ③ 0～2歳児童の保育利用率

国から示された基本指針等に従って、計画期間における0～2歳児童の保育利用率を次のとおり定めます。

図表31 0～2歳児童の保育利用率〈単位：人、％〉

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推計児童人口(0～2歳)	695	685	708	698	686
保育園在園児童数	187	187	276	276	330
保育利用率	26.9%	27.3%	39.0%	39.5%	48.1%

### (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

#### ① 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

図表32 地域子ども・子育て支援事業

	対象事業	事業概要	対象児童年齢等
1	時間外保育事業(延長保育事業)	11時間等を超えて保育を行う事業	0～5歳
2	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業	1～3年生、4～6年生
3	子育て短期支援事業	親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ(宿泊を伴う預かり)、トワイライトステイ(夕方から夜間の預かり)	0～18歳
4	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)	公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う事業	0～2歳
5	一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	3～5歳(幼稚園)
		保育園その他の場所での一時預かり	0～5歳
6	病児保育事業	病院等付設の専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業	0～5歳、1～6年生
7	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	依頼会員と援助会員で構成する子どもの送迎・預かりサービス	0～5歳、1～3年生、4～6年生
8	利用者支援事業	子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業	0～5歳、1～6年生
9	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	0歳

対象事業		事業概要	対象児童年齢等
10	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等
11	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	妊婦
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業※	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	事業者
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業※	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	事業者

※12 及び 13 の事業は、量の見込み及び確保方策等は設定しない

## ② 量の見込みと確保方策等

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

### ②-1 時間外保育事業（延長保育事業）

1.1 時間等の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応を図る事業です。

図表33 時間外保育事業（延長保育事業）〈単位：人〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	77	75	74	74	73
確保方策	77	75	74	74	73

## ②-2 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業です。

図表34 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）〈単位：人〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	385	376	372	354	344
小学1～3年生 (6～8歳)	319	312	311	294	285
小学4～6年生 (9～11歳)	66	64	61	60	59
確保方策	365	365	365	365	365
小学1～3年生 (6～8歳)	306	306	306	306	306
小学4～6年生 (9～11歳)	59	59	59	59	59

## ②-3 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

事業としては未実施の予定です。

図表35 子育て短期支援事業（ショートステイ）〈単位：人日/年〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

## ②-4 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。

図表36 地域子育て支援拠点事業〈単位：人回/年、か所〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	4,551	4,486	4,636	4,571	4,492
確保方策	1 か所				

## ②-5 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

### ア 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

図表37 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）〈単位：人日/年〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	3,622	3,327	3,240	3,283	3,240
1号認定による利用	8	8	7	7	7
2号認定による利用	3,614	3,319	3,233	3,276	3,233
確保方策	3,622	3,327	3,240	3,283	3,240

### イ 保育園その他の場所での一時預かり（トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）

図表38 保育園その他の場所での一時預かり〈単位：人日/年〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,170	1,142	1,121	1,123	1,107
確保方策	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320
一時預かり事業	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320
子育て援助活動支援事業	0	0	0	0	0
子育て短期支援事業	0	0	0	0	0

## ②-6 病児保育事業

病児保育事業は、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

事業としては未実施の予定ですが、ファミリー・サポート・センターで同様のサービスを行っており、今後もそのサービスで対応します。

図表39 病児保育事業〈単位：人日/年〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	396	387	380	380	375
確保方策	0	0	0	0	0
病児保育事業	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	0	0	0	0	0

## ②-7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の就学児童対象部分

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

図表40 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）〈単位：人日/年〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	434	426	402	396	388
確保方策	450	450	450	450	450

## ②-8 利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子ども又は子どもの保護者が身近な場所で必要なときに支援が受けられる事業を行います。

事業としては未実施の予定ですが、同様の対応を町の担当窓口で行います。

## ②-9 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後 4 か月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

図表41 乳児家庭全戸訪問事業〈単位：人〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	228	226	224	218	214
確保方策	実施体制	4	4	4	4
	実施機関	上里町	上里町	上里町	上里町
	委託団体	なし	なし	なし	なし

## ②-10 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

事業は未実施の予定ですが、保健師や担当部署の職員が同様の業務を行います。

## ②-11 妊婦健康診査

妊婦に対して健康診査を実施する事業は、母子保健法第13条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。

図表42 妊婦健康診査〈単位：人〉

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		228	226	224	218	214
確保 方策	実施場所	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
	実施体制	委託	委託	委託	委託	委託
	検査項目	県内統一 検査項目	県内統一 検査項目	県内統一 検査項目	県内統一 検査項目	県内統一 検査項目
	実施時期	随時	随時	随時	随時	随時

## 2 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

本町は、保育園と幼稚園でこれまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。

質の高い教育・保育の一体的な提供に当たっては、需給バランスを考慮しつつ、既存施設の認定こども園への移行を検討し、保護者の就労の有無に関わらず地域の子どもや家庭が利用できる施設として、育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるようにします。

また、幼稚園、保育園、認定こども園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、町内の施設全体として、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

## 3 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本町は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、特定地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設、特定地域型保育事業を整備します。

## 4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

本町は、児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

## 5 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

本町は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

## 第5章 国の「放課後子ども総合プラン」に基づく本町の取り組み

すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国は「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性が示されています。

本町においても、前述の放課後児童クラブの量の見込み（必要事業量）に対する確保方策を推進するほか、放課後子供教室についても、平成31年度までに既存の教室を基礎として、保護者の就労の有無に関わらない、児童の安全・安心な居場所づくりに努めます。

なお、放課後子ども総合プランの推進に当たっては、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施についても検討していくほか、確保方策としては、小学校の余裕教室の活用等も検討しつつ、町の教育部門と福祉部門が連携して取り組んでいきます。

図表43 放課後子供教室の整備計画〈単位：か所〉

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
整備か所数	3	4	5	5	5

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 推進の体制

本計画の推進に当たって、町内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育園・幼稚園・認定こども園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

### 2 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に定めた各種事業は、その進捗状況を毎年度点検・評価します。点検・評価に当たっては、「上里町子ども・子育て会議」がその中心を担い、結果は町民へ公表します。

## 1 策定経緯

## 【平成 25 年度】

年月日	調査及び会議等
平成 25 年 10 月 25 日	平成 25 年度第 1 回上里町子ども・子育て会議の開催 1) 子ども・子育て支援新制度について 2) 上里町子ども・子育て支援事業計画の概要について 3) 策定スケジュール（予定）について 4) ニーズ調査について
12 月	上里町子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施 （就学前児童及び就学児（小学 1 年生～3 年生）を対象）
平成 26 年 3 月 28 日	平成 25 年度第 2 回上里町子ども・子育て会議の開催 1) ニーズ調査結果について 2) ニーズ調査に基づく教育・保育等の需要量について 3) 計画骨子案について

## 【平成 26 年度】

年月日	調査及び会議等
平成 26 年 7 月 22 日	平成 26 年度第 1 回上里町子ども・子育て会議の開催 1) 上里町子ども・子育て支援事業計画の概要について 2) 平成 26 年度策定作業とスケジュールについて 3) 各種事業の「量の見込み」と「確保方策」について
10 月 23 日	平成 26 年度第 2 回上里町子ども・子育て会議の開催 1) 上里町子ども・子育て支援事業計画について 2) 新条例の制定について
12 月 1 日 ～平成 27 年 1 月 6 日	パブリックコメントの実施
2 月 9 日	平成 26 年度第 3 回上里町子ども・子育て会議の開催 1) 上里町子ども・子育て支援事業計画について

## 2 上里町子ども・子育て会議設置要綱

平成 25 年 8 月 27 日告示第 113 号

改正

平成 26 年 1 月 1 日横書き施行

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)

第 2 条に定める基本理念に則り、家庭、学校、地域、職域その他子ども・子育てに係る関係者の子育て支援を、法第 61 条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画により、総合的かつ効果的に推進するため、法第 77 条第 1 項の規定に基づき、上里町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第 3 条 会議は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体からの推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業等に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 公募による町民
- (6) 町の職員
- (7) その他町長が必要と認める者

2 委員の定数は 20 名以内とする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 副委員長は、委員長が指名する。

- 4 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(傍聴の取扱い)

第7条 会議は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て共生課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子育て共生課長が定める。

附 則

この告示は、平成25年9月1日から施行する。

### 3 上里町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

No	選出区分	所属機関等	氏 名	備 考
1	地域活動 団体	上里町区長会長	瀬 下 高 志	
2		上里町PTA連合会長	久 保 裕 之	
3		青少年育成推進員代表	関 根 信 夫	副委員長
4	各種関係 機関	文教厚生常任委員長	植 井 敏 夫	
5		民生児童委員協議会長	福 島 榮	委員長
6		埼玉県熊谷児童相談所	栗 林 沙 織	
7		上里町保育園長会代表	保 坂 満 佐 子	
8		上里町幼稚園代表	塚 本 美 久	
9		上里町放課後児童クラブ 代表	桜 井 和 枝	
10		上里町子育てアドバイザー 代表	澤 井 活 子	
11		保育園保護者代表 (中央保育園母の会代表)	大 塚 智 子	
12	上里町小中学校長会代表	荻 原 昌 子		
13	学識経験者 ・公 募	元本庄特別支援学校長	谷 口 明 廣	
14		元上里町立上里東小学校教諭	南 雲 千 恵 子	
15		公募(子育て世代)	五十嵐 真由実	
16	行政機関	社会福祉協議会	相 川 佳 代	
17		健康保険課(保健以外)	高 橋 芳 江	
18		教育委員会学校教育指導室 長	浅 見 榮	
19	事務局	子育て共生課長	坂 本 正 喜	
20		七本木児童館長	嶋 崎 信 子	
21		子育て支援係長	神 村 輝 行	
22		子育て支援係主任	相 川 憲 一	

## 4 用語解説

### か行

#### 学習指導要領

文部科学省が告示する各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準

#### 上里町子ども・子育て会議

子どもの保護者、事業主、子ども・子育て支援事業の従事者、学識経験者等で構成し、子ども・子育て支援法第 77 条 1 項に基づく特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画の策定、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について審議するために設置されたもの

#### 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項に基づき、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

#### 合計特殊出生率

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当

#### 子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずることを趣旨とする法律

#### 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

児童福祉法について①児童福祉法第 24 条等について、保育所での保育については、市町村が保育の実施義務を引き続き担うこととすること、②指定制に代えて都道府県の認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入すること、③小規模保育等を市町村認可事業とすること、④その他所要の規定の整備、などを行うための法律

#### 子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことで、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実などを図る制度

## さ行

### 事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

### 次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律で、平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法。平成26年度に公布された次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律に基づき、法律の有効期限を平成37年3月31日まで10年間延長

### 障害福祉計画

障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」に当たるもので、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項、各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み等を定める計画

### 総合振興計画

これからのまちづくりについて、目指すべき将来都市像を掲げ、その実現に向けた具体的な方向性を示すもので、町の計画の中で最も上位に位置する計画

### その他の親族世帯

「夫婦と両親からなる世帯」や「夫婦と一人親からなる世帯」、「夫婦、子どもと両親からなる世帯」、「夫婦、子どもとひとり親からなる世帯」など

## た行

### 男女共同参画推進プラン

町の男女共同参画に関する施策を推進するための計画

### 特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法第27条に基づき、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと

### 特定地域型保育事業

子ども・子育て支援法第29条に基づき、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う事業のこと

## な行

### 認定こども園法の一部改正法

幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけをもたせたもの

## は行

### 非親族世帯

2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

### 保育所保育指針

厚生労働省が告示する保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関する運営に関する事項を定めたもの

### 放課後子供教室

放課後や学校休業日に、小学校の施設等を利用し、地域の協力を得ながら開設している、子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所

### 放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることを目的に、国が定めた計画

## や行

### 幼稚園教育要領

文部科学省が告示する各幼稚園で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準

### 幼保連携型認定こども園教育・保育要領

内閣府・文部科学省・厚生労働省が告示する学校と児童福祉施設の両方の位置づけを持つ幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項を定めたもの

---

## 上里町子ども・子育て支援事業計画

---

上里町子育て共生課

〒369-0392 埼玉県児玉郡上里町大字七本木 5518

TEL 0495-35-1221 (代表) FAX 0495-33-2429

E-mail : [kosodatekyousei@town.kamisato.saitama.jp](mailto:kosodatekyousei@town.kamisato.saitama.jp)

上里町ホームページ : <http://www.town.kamisato.saitama.jp/>